



## 第2期

三春町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月



三 春 町

## ～目次～

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 策定の背景 .....	1
2 計画の性格・位置付け.....	1
3 事業計画の期間 .....	2
4 策定体制 .....	2
第2章 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況・課題 .....	3
1 指標からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
2 アンケート調査からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
3 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題.....	12
第3章 計画の基本的な考え方 .....	13
1 基本理念 .....	13
2 基本目標 .....	13
3 施策体系図 .....	15
第4章 子ども・子育て支援施策の展開 .....	17
■ 基本目標1：健康対策の充実.....	17
■ 基本目標2：教育・保育環境の充実.....	21
■ 基本目標3：放課後児童対策の充実.....	26
■ 基本目標4：子育て支援や環境の充実.....	27
■ 基本目標5：子育ての経済的負担の軽減.....	32
■ 基本目標6：結婚支援の充実.....	34
第5章 計画の推進のために.....	35
1 計画の周知・協働の推進.....	35
2 計画の点検評価 .....	35

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景

近年、全国的に人口減少・少子高齢化の進行、核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化、就労環境の変化により子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

このような子ども子育てを取り巻く社会情勢のなか、国においては、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、今後の子育て支援について、「家族や親が子育てを担う」という考え方に加えて「社会全体で子育てを支える」という考え方が示されました。

また、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法が整備され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

このような国の動向に基づき、三春町においても、平成27年3月に「次代を担う笑顔あふれる子どもをみんなで育てるまち 三春」を基本理念とした「三春町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、子ども・子育て支援に関する様々な施策を推進してきました。さらに第1期計画の期間中には、待機児童対策の解消を目的とした「子育て安心プラン」の推進や「幼児教育・保育の無償化」など、国の子ども・子育てに関する支援策は強化されている状況になっています。

こうした状況を踏まえ、第1期計画での施策を引き継ぎ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実をさらに推進し、地域全体で子ども・子育て支援に取り組むため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期三春町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

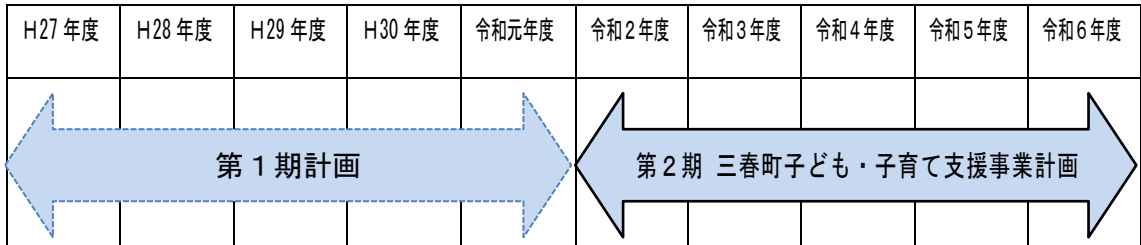
### 2 計画の性格・位置付け

第2期三春町子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画と同様に次に掲げる性格・位置づけを有する計画とします。

- (1) 町の最上位計画である第7次三春町長期計画に掲げる「豊かな心と文化を育むまちづくり」に向けた「子ども・子育て支援のための施策」を体系的かつ具体的に取りまとめた計画とします。
- (2) 子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村計画とします。

### 3 事業計画の期間

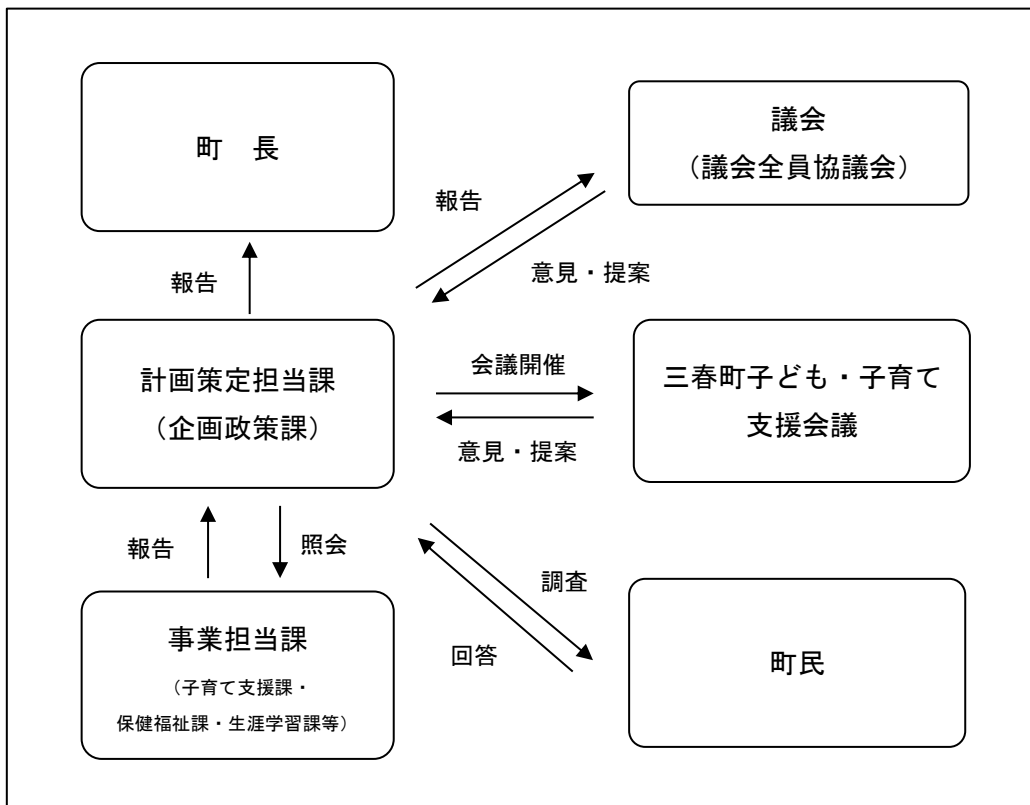
計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



### 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者・関係機関・団体の代表者からなる「三春町子ども・子育て支援会議」を設置し、その会議の中で審議を行うとともに、議会・町民からの意見・提案等を考慮して、策定したものです。

■策定体制図



## 第2章 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況・課題

### 1 指標からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口及び将来推計人口

三春町の総人口については、東日本大震災の影響により平成27年には一時的に増加したものの減少傾向が続いており、今後5年間も減少することが見込まれます。年少人口についても、今度減少していくことが見込まれ、令和6年以降の年少人口割合は10%を下回ることも危惧されます。

#### ■総人口及び年少人口（単位：人，％）

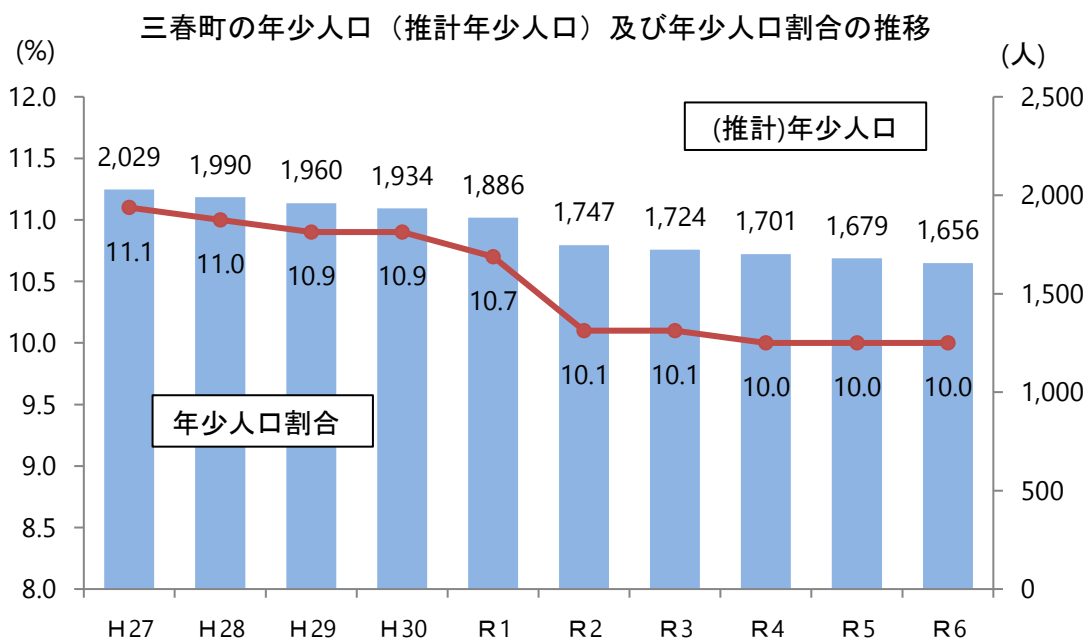
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	18,304	18,124	17,981	17,754	17,568
年少人口（0～14歳）	2,029	1,990	1,960	1,934	1,886
年少人口割合（％）	11.1	11.0	10.9	10.9	10.7

調査方法：福島県現住人口調査月報に基づく町独自算出（各年10月1日）

#### ■将来推計人口及び将来推計年少人口（単位：人，％）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	17,292	17,112	16,931	16,753	16,573
年少人口（0～14歳）	1,747	1,724	1,701	1,679	1,656
年少人口割合（％）	10.1	10.1	10.0	10.0	10.0

調査方法：平成27年国勢調査に基づく町独自推計（各年10月1日）



## (2) 合計特殊出生率<sup>注1</sup>及び出生数

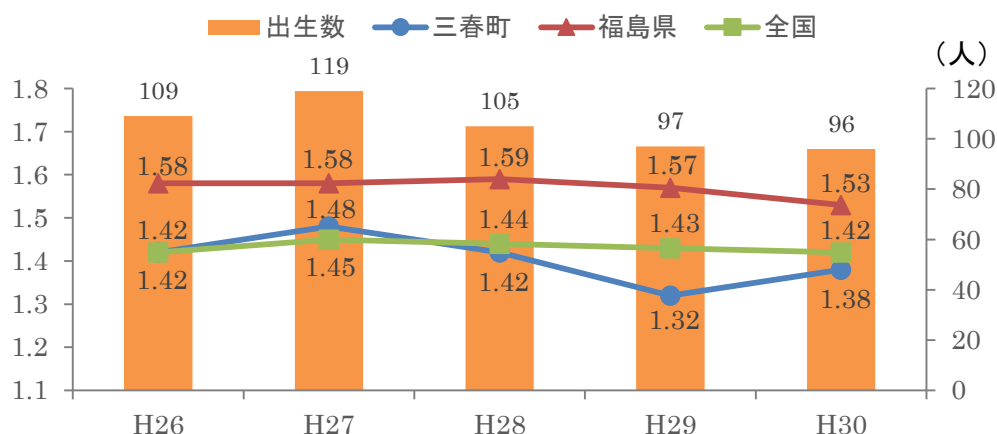
三春町の合計特殊出生率については、平成27年のみ全国の数値を上回っており、その他の年は、全国・福島県の数値を同等か下回っています。また、平成28年以降、出生数が減少傾向にあります。平成30年の合計特殊出生率が平成29年と比べ増加していることから、女性（15歳～49歳）の人口が減少していることも分かります。

■合計特殊出生率

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
三春町	1.42	1.48	1.42	1.32	1.38
福島県	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

出典：人口動態統計（町のデータは独自算出）

合計特殊出生率及び出生数の推移



## (3) 世帯数

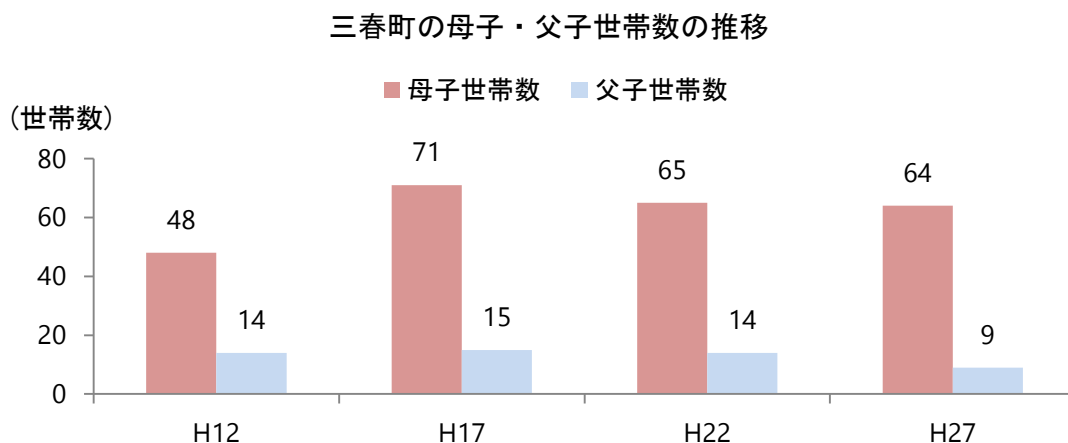
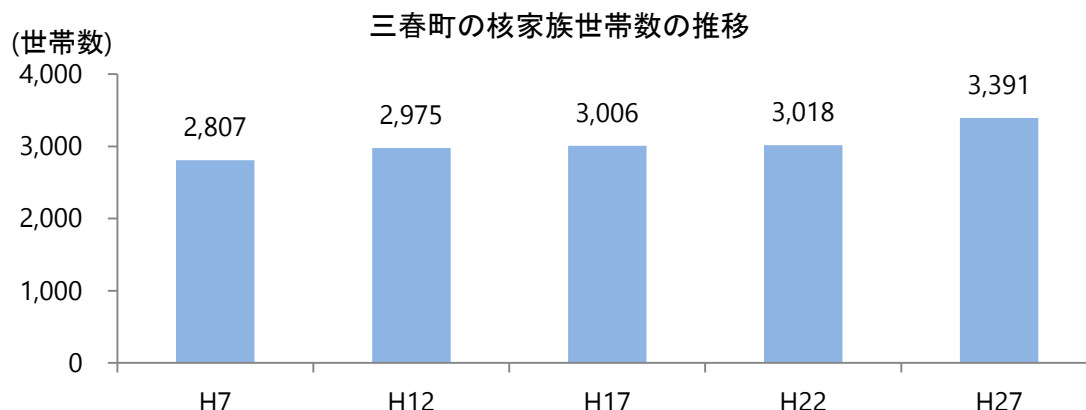
三春町の核家族世帯数については、平成27年に急激に増加しており、核家族化が進行していることが分かります。さらに母子世帯数・父子世帯数については、ほぼ横ばいに推移しており、母子・父子世帯数を比べてみると母子世帯の割合が高いことが分かります。

■核家族世帯数・母子世帯数・父子世帯数（単位：世帯）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯数	2,807	2,975	3,006	3,018	3,391
母子世帯数	—	48	71	65	64
父子世帯数	—	14	15	14	9

出典：国勢調査

注1 合計特殊出生率とは、1人の女性が15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す指標のことです。



#### (4) 女性の労働状況

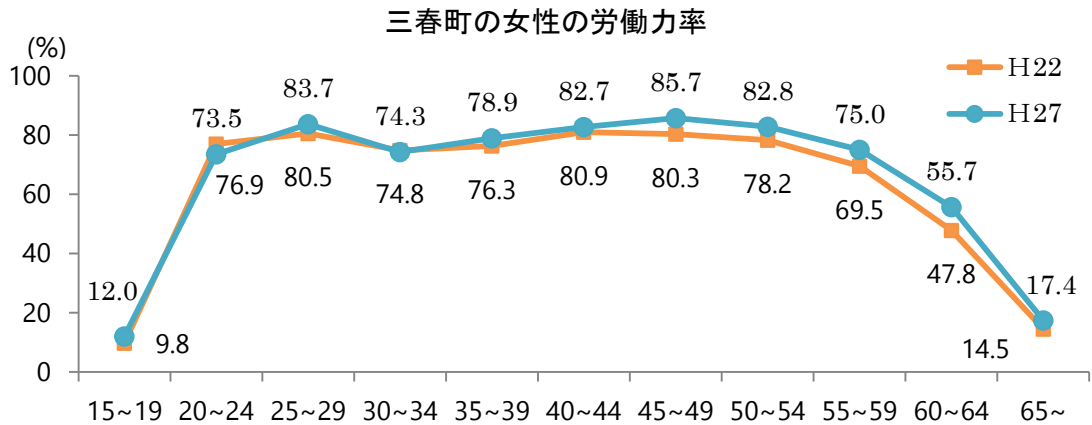
三春町の女性の労働力率<sup>注2</sup>について、結婚・出産期に当たる30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブの状況にあります。さらに町内・町外で従事している女性就業者数をみると、町内で従事している女性就業者が平成27年の国勢調査では増加傾向にあり、町内・町外で従事している女性就業者数は、ほぼ同等となっています。また、どちらの指標をみても女性の労働状況は、増加傾向にあることが分かります。

■三春町の女性の労働力率（単位：％）

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～
H22	9.8	76.9	80.5	74.8	76.3	80.9	80.3	78.2	69.5	47.8	14.5
H27	12.0	73.5	83.7	74.3	78.9	82.7	85.7	82.8	75.0	55.7	17.4

出典：国勢調査

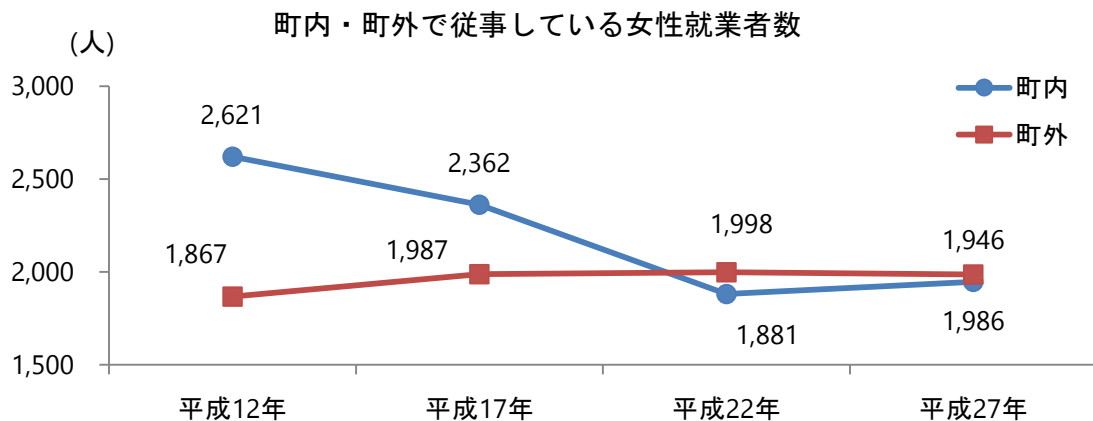
<sup>注2</sup> 労働力率とは、15歳以上の人口である生産年齢人口に占める労働力人口（就業者及び完全失業者）の割合をいいます。



■町内・町外で従事している女性就業者数（単位：人）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
町内で従事している女性就業者数	2,621	2,362	1,881	1,946
町外で従事している女性就業者数	1,867	1,987	1,998	1,986

出典：国勢調査



## (5) 三春町全体の所得水準

三春町全体の所得水準を示す指標として、平成28年度の三春町の1人当たりの町民所得をみると、福島県平均及び県内地域の平均より低い数値となっており、県中地域内でみると三春町は2番目に低く、今後も下落傾向が予想されます。

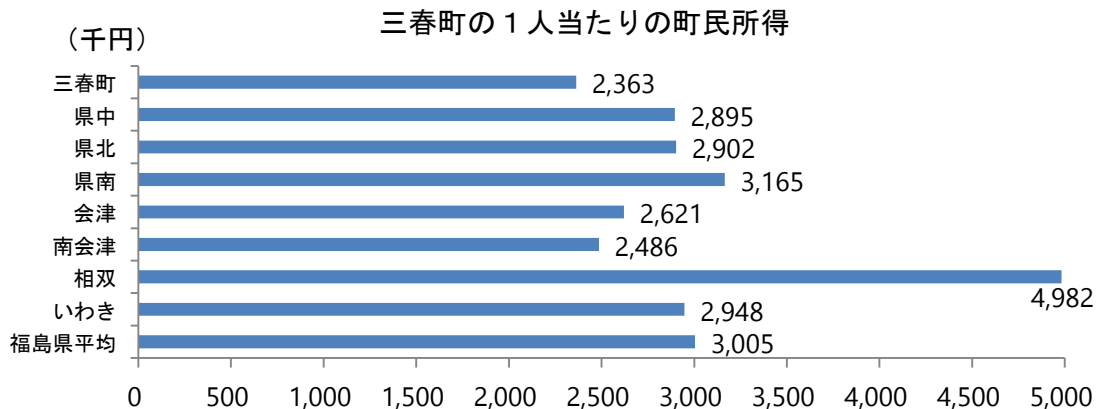
※1人当たりの市町村民所得は、企業の利益なども含めた市町村民経済全体の所得水準を表しています。個人の給与や実収入の平均値ではありません。

■三春町の1人当たりの町民所得（単位：千円）

三春町	県中	県北	県南	会津	南会津	相双	いわき	福島県平均
2,363	2,895	2,902	3,165	2,621	2,486	4,982	2,948	3,005

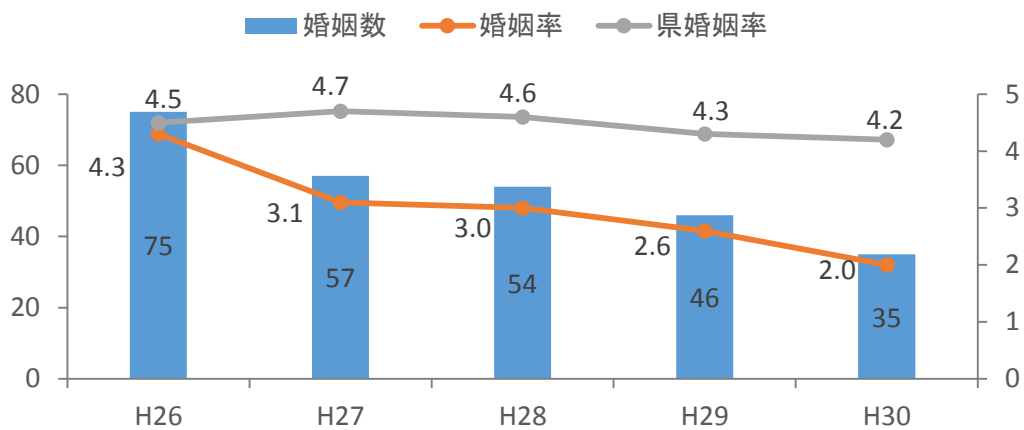
出典：福島県市町村民経済計算年報 平成28年度版





## (6) 婚姻の状況

三春町の婚姻状況を見ると、婚姻数・婚姻率（人口1000人対）ともに平成27年から年々減少傾向にあり、婚姻率は福島県全体の婚姻率と比べると大幅に下回っていることが分かります。



出典：福島県人口動態統計（H30の町データは独自算出）

## 2 アンケート調査からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況

### (1) 調査目的

第2期三春町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、本町における子育てに関する実態や子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法

調査対象	三春町在住の未就学児童および小学4年生までの児童を持つ保護者（平成30年12月現在）
調査方法	町内保育所・幼稚園・小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査期間	平成31年2月8日～28日

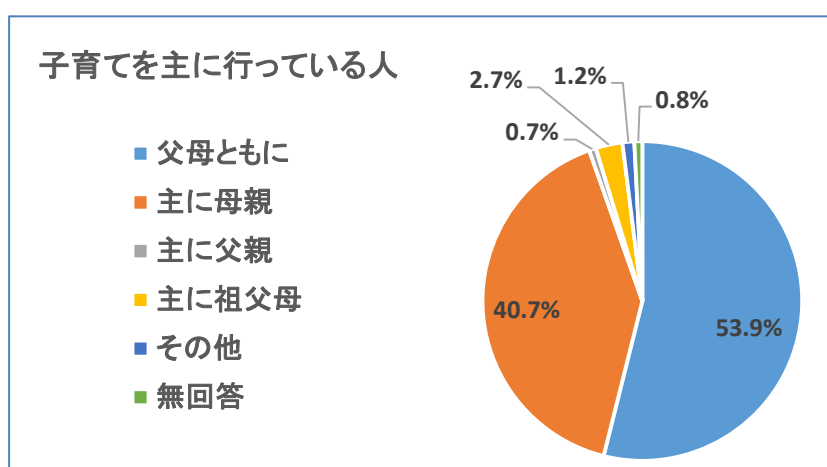
### (3) 回収状況

配布数	回収数	回収率
1,188 件	740 件	62.3%

### (4) 調査結果の概要

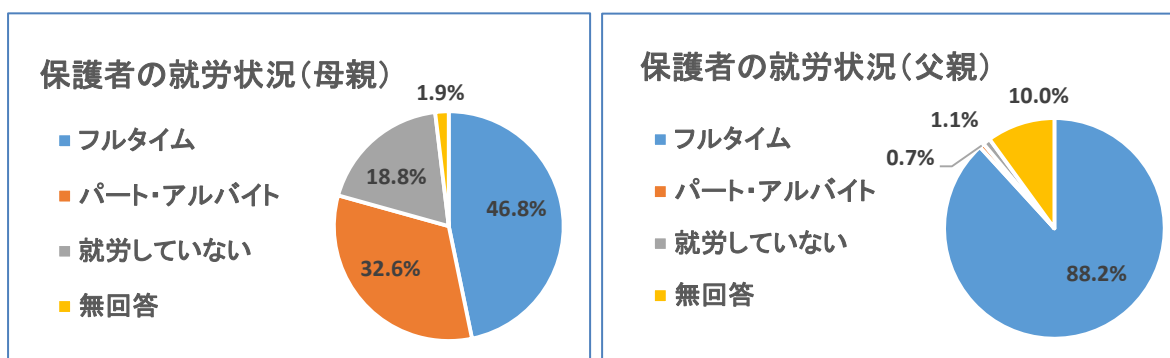
#### ①子育て（教育を含む）を主に行っている人

子育て（教育を含む）を主に行っている人を見ると、「父母ともに」が 53.9% で最も多く、次いで「主に母親」が 40.7%と続いており、母親が子育てを行っている割合は 95%近くになっています。



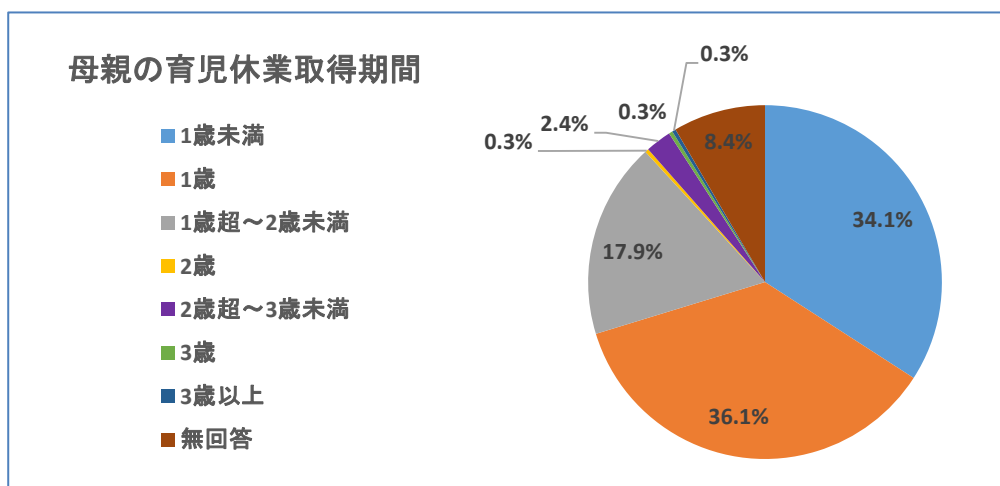
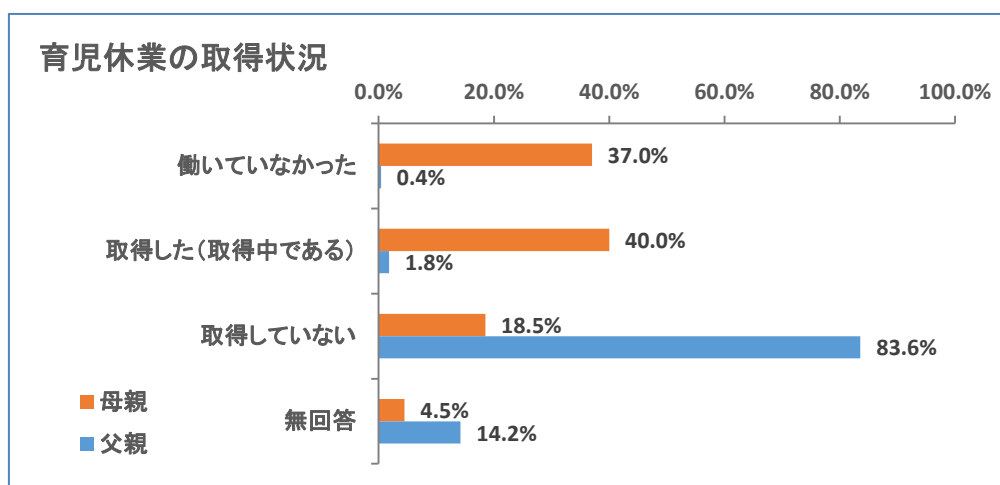
#### ②保護者の就労状況

母親については、「フルタイムで就労」が 46.8%、「パート・アルバイト等」が 32.6%となっており、80%近くの方が就労しています。また、就労していない方の 40%近くが「すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい」と回答しています。父親については、「フルタイムで就労」が 88.2%となっており、90%近くの方が就労されています。また、回答者の約 70%が共働き世帯となっています。



### ③育児休業の取得状況

保護者の育児休業の取得状況については、母親が育児休業を「取得した（取得中である）」が40%であり、「取得していない」が18.5%となっています。取得していない理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」（複数回答可）が最も多く33.6%となっています。また、父親が育児休業を「取得した（取得中である）」は1.8%と低く、母親の育児休業取得期間は子どもが1歳未満・1歳までの期間で70.2%となっており、多くの母親がすぐに仕事に復帰している状況が分かります。

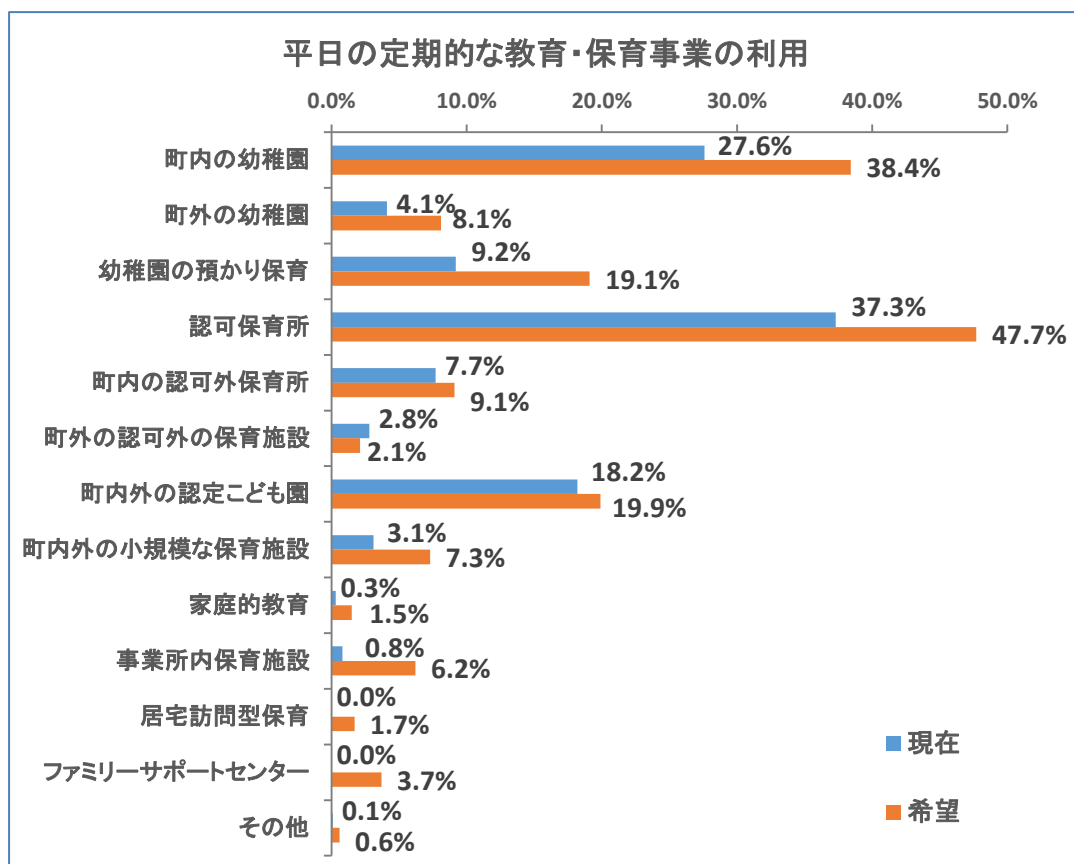


### <未就学児のお子さんがある方を対象とした調査結果>

#### ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が81.1%となっています。内訳をみると、「認可保育所」が37.3%となっており、次いで、「町内の幼稚園」が27.6%となっています。（複数回答可）

また、利用希望状況をみても「認可保育所」が47.7%と多く、次いで、「町内の幼稚園」が38.4%となっています。（複数回答可）



②地域子育て支援拠点事業<sup>注3</sup>の利用状況・利用希望

地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、「利用していない」が86.7%となっていますが、利用希望状況を見ると、「利用していないが、今後利用したい」が21.6%います。これに対して、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63.7%であり、その理由として「利用時間が短い、時間帯が合わない」、「他の保育・教育事業等を利用しているため」などが多くなっています。

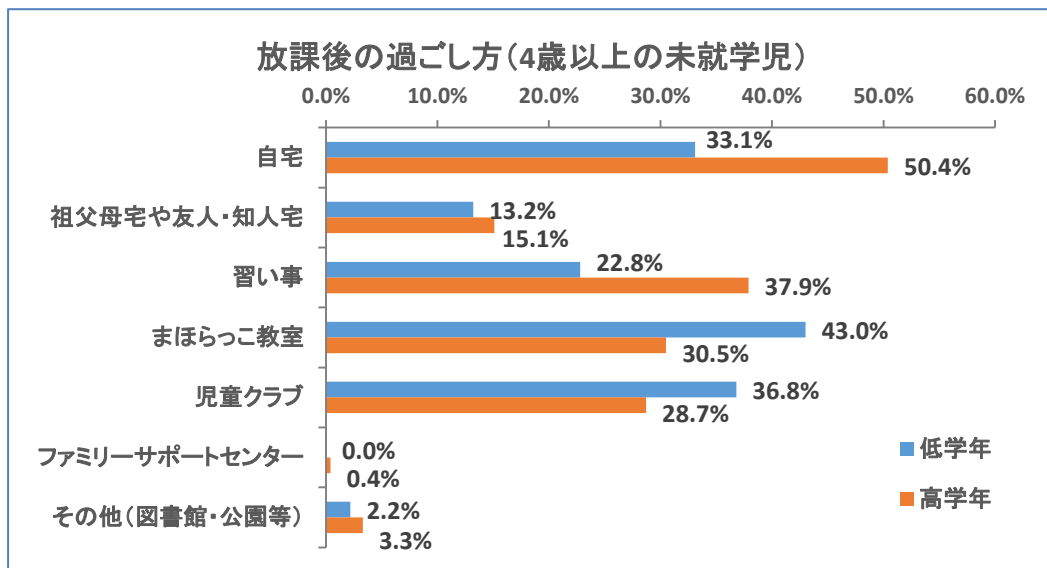
③子どもの病気等への対応

子どもの病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことの有無をみると、「あった」が69.6%となっており、この場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」（複数回答可）が76.8%と多数を占めており、その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が43.2%、「利用したいと思わない」が54.0%となっています。

<sup>注3</sup> 地域子育て支援拠点事業とは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所のことであり、三春町では、「三春町地域子育て支援センター」が該当します。

④放課後の過ごし方（4歳以上の未就学児がいる方を対象）

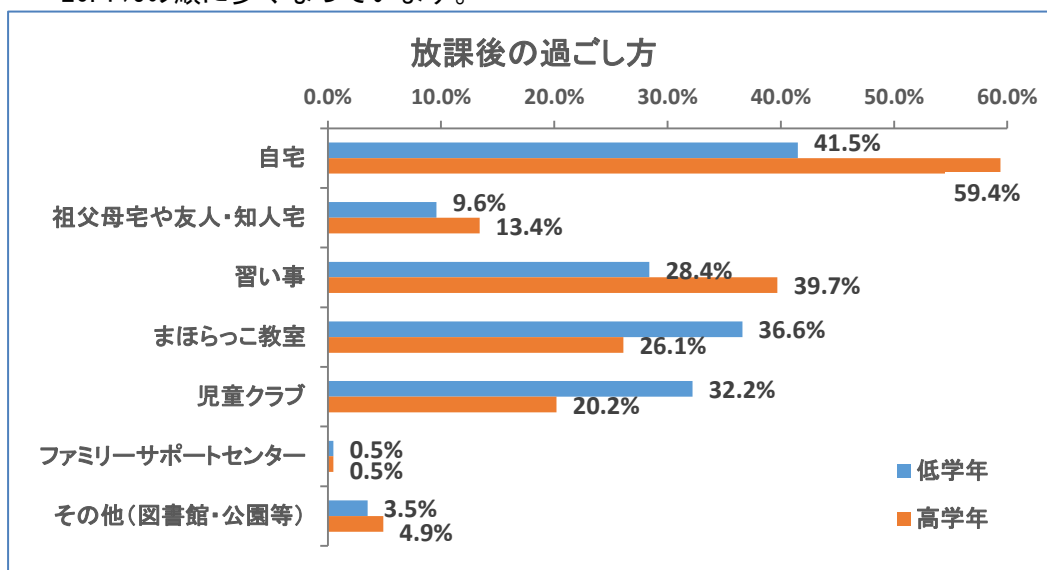
小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望（複数回答可）については、「まほらっこ教室」が43%、「児童クラブ」が36.8%の順に多く、これに対して、小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望（複数回答可）は、「自宅」が50.4%、「習い事」が37.9%の順に多くなっています。



<小学生のお子さんがある方を対象とした調査結果>

①放課後の過ごし方

小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望（複数回答可）については、「自宅」が41.5%、「まほらっこ教室」が36.6%、「児童クラブ」が32.2%の順に多く、これに対して、小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望（複数回答可）については、「自宅」が59.4%、「習い事」が39.7%、「まほらっこ教室」が26.1%の順に多くなっています。



### 3 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題

#### ① 指標やアンケート結果から見られる課題

- ア 年少人口の減少は、人口減少による経済規模の縮小や社会保障制度の持続性の問題ばかりでなく、子どもたち同士で過ごす日常生活の機会も減少させ、そのなかで育まれていた社会性などの低下も懸念されます。
- イ 核家族化の増加は地域とのつながりの希薄化につながり、祖父母や地域住民から子育てに関する知識や支援を得ることが困難になっています。これは、アンケート調査の地域子育て支援拠点事業の利用状況において、今後、事業を利用したい方が相当程度おり、子育てに関する様々な相談や支援が必要な状況であることから伺うことができます。
- ウ 女性の社会進出の側面と併せ、女性労働者の増加傾向や所得水準の下落傾向及びアンケート調査での保護者の就労状況をみると、子育て世帯の経済的な負担の増加が要因であると伺えます。
- エ 女性労働者の増加傾向やアンケート調査の教育・保育事業の利用状況から、保育所や幼稚園の利用希望は増加傾向にあり、特に、育児休業を取得した母親の約 70%は、子どもが 1 歳未満、若しくは 1 歳で仕事に復帰しており、低年齢児の保育施設の利用ニーズは増加することが推測されます。
- オ アンケート調査の子どもの病気等の対応や小学生の放課後の過ごし方からは、様々な場面で一時預かりなども含め、子どもの預かり体制の充実を求める要望が高いことが分かります。

#### ② 社会情勢等から見られる課題

- ア 福島県内では肥満傾向児の出現率が全国を上回っている状況となっており、アンケート調査でも公園等の屋内外での「子どもの遊び場」の充実を求める意見があります。
- イ 利用ニーズの増加傾向にある低年齢児の保育施設の現状については、地域ごとに低年齢児の人数と地域の保育施設の受入定員に偏りが見られます。
- ウ 平成 27 年の国勢調査によると 30 歳～34 歳の男性のおよそ 2 人に 1 人、女性のおよそ 3 人に 1 人が未婚であり、30 年前は男性がおよそ 3 人に 1 人、女性は 10 人に 1 人が未婚であったことから、未婚化率は上昇傾向にあります。さらに平成 27 年の人口動態統計によると平均初婚年齢は、夫が 31.1 歳、妻が 29.4 歳となっており、30 年前と比較すると夫はおよそ 3 歳、妻はおよそ 4 歳上昇しています。また、三春町の婚姻率が減少傾向であることから少子化の大きな要因の一つといわれる未婚化や晩婚化が進んでいると考えられます。
- エ 子育て世帯への経済的負担の増加は、十分な子育て環境の確保ができなくなることにつながり、さらに貧困や児童虐待などの大きな問題に発展することが考えられます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画においては、第1期計画からの流れを継承しつつ、三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題の解決に向けて、子どもや保護者、子育てに関わる多様な方々の視点を踏まえ「結婚・妊娠・出産・育児・教育のそれぞれの段階で切れ目のない支援」を行い、三春町の次代を担う子どもを地域全体で育むことを目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

～基本理念～

次代を担う笑顔あふれる子どもをみんなで育てるまち 三春

### 2 基本目標

三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題の解決にむけて、子どもや保護者、子育てに関わる多様な方々の視点を踏まえ「結婚・妊娠・出産・育児・教育のそれぞれの段階で切れ目のない支援」を行い、基本理念を実現するため、本計画では、次の6つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進していきます。

#### 基本目標1 健康対策の充実

次代を担う笑顔あふれる子どもを育てるには、子どもの健やかな心身の成長の確保が必要不可欠であり、母親の妊娠・出産段階から切れ目のない適切な健康支援が必要です。

このため、妊婦に対する健康診査から産後のケア・サポートまで、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策を推進していくことにより、母親の子育てに関する精神的な負担の軽減も含めた母親と子どもの心身に関する健康対策の充実を図っていきます。

#### 基本目標2 教育・保育環境の充実

幼稚園や低年齢児を含めた保育所の利用状況が高いことを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育事業を提供できる環境の充実や自然体験などに慣れ親しむ取組みを推進していきます。特に、地域ごとの幼児期の教育・保育事業の需要や受入体制の状況を踏まえた取組みを進めていきます。

また、次代の社会を担う子どものために豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、子どもの健全育成を図る事業を推進していきます。

### 基本目標3 放課後児童対策の強化

両親が仕事をしている放課後の時間に子どもが安心して過ごせる環境、異年齢の子ども同士や地域の方との交流ができる環境を充実させるため、放課後児童対策の強化を図っていきます。

### 基本目標4 子育て支援や環境の充実

子育ての悩みや不安などを身近な環境で相談できる相手がない方や専門的な内容について聞きたい場合、一時的に子どもを預かって欲しい場合など、様々な状況に対応できるよう、地域や関係者が一丸となって、きめ細やかな子育て支援サービスに努めていきます。

また、子どもの交通安全の確保や安全な遊び場の提供など、子どもたちを取り巻く安全・安心な環境の充実も進めていきます。特に「子どもの遊び場」の充実については、既存施設の利活用による対応を検討していきます。

### 基本目標5 子育ての経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭において、保育料・教育費などの経済的な負担は大きなものがあり、貧困や児童虐待などに繋がる恐れもあるため、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

また、保護者が就労しやすい環境整備と一体的に取組みを推進することで経済的負担の軽減に繋がるよう努めていきます。

### 基本目標6 結婚支援の充実

結婚を希望する方が、出会いの機会がないことや経済的負担の増加等の理由により、結婚への意識が希薄化されることがないように、結婚を支援するための取組みを推進していきます。



### 3 施策体系図





## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第3章で掲げた基本目標を達成するため、子ども・子育て支援施策に係る事業の方針を以下のとおりとし、事業を進めていきます。

なお、子ども・子育て支援法及び同法基本方針に基づき全国共通で量の見込み・確保方策を指定されている事業については、量の見込み及び確保方策についても記載します。

### ■ 基本目標1：健康対策の充実

#### ①妊産婦健康診査事業

##### 【事業の概要】

妊婦の健康管理の充実と安心して出産ができるように妊婦健康診査の15回分の助成を行う事業です。また、産後1カ月健診の助成を行うことで、産後の身体的・精神的な支援を継続して行う事業です。

##### 【事業の方針】

費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理及び経済的不安の解消を図ります。

##### 【量の見込み及び確保方策】

次表のとおり量の見込みについて、各年度ともに確保できる予定です。

##### 【妊産婦健康診査事業 年間延べ利用予定回数（人回）】

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み①	1,125	1,065	1,005	990	990
確保方策②	1,125	1,065	1,005	990	990
②-①	0	0	0	0	0

※ 2020 (R2) ~2024 (R6) 年度の量の見込みは各年度0歳児推計数×15回（助成回数）

#### ②乳幼児健康診査事業

##### 【事業の概要】

乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図るために実施される事業です。

##### 【事業の方針】

乳幼児の成長・発達を確認することにより、適切な育児支援サービスの提供につなげていきます。

### ③乳幼児健診フォローアップ事業（すまいるくらぶ）

#### 【事業の概要】

1歳6か月児健診等で、心理、社会発達上支援が必要な幼児とその保護者を対象として、遊びの場や育児相談の場を提供し、子どもの発達の特性に合った適切な子育て方法が実践できるように支援する事業です。

#### 【事業の方針】

遊びを通して子どもの自然な様子を観察する中で、日常生活で実践できる子育て方法を保護者と共有したり、個別の育児相談に応じたりしながら、保護者が抱える育児不安の軽減・解消に努めます。

### ④食育推進事業

#### 【事業の概要】

発達段階に応じた料理教室の開催や健康診査及び各種栄養講座において、栄養士による個別相談・指導を実施します。

また、教育・保育施設や学校での食に関する体験の実施・支援を行います。

#### 【事業の方針】

子どもの成長に対応しながら、食への関心を高め、子どもの健全な育成等につながる食育の推進に努めます。

### ⑤乳幼児歯科健康診査事業

#### 【事業の概要】

町内の歯科医院と連携して、予防歯科に対する意識向上等を目的として、1歳6か月児健診・3歳6か月児健診による歯科健診及びフッ素塗布と、各歯科医院での歯科健診及びフッ素塗布を実施しています。

#### 【事業の方針】

個別のフッ素塗布については、受診率が低調であるため、積極的な周知等により受診率の向上に努めていきます。

### ⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

#### 【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【事業の方針】

育児不安等の悩みの軽減・解消につながるよう傾聴、相談を行うとともに、地域の子育て支援に関する情報の提供に努めていきます。

### 【量の見込み及び確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業について、保健師及び訪問員に協力を依頼し、実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

#### 【乳児家庭全戸訪問事業 年間実施予定回数（回）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	75	71	67	66	66
確保方策②	75	71	67	66	66
②-①	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは各年度0歳児推計数

## ⑦養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

若年の妊婦や妊娠健康診査未受診者、出産後間もない時期の育児ストレス・産後うつ状態等の問題によって強い不安や孤立感等を抱える家庭などの養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【事業の方針】

養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保に努めます。

### 【量の見込み及び確保方策】

養育支援訪問事業については、保健師や助産師、ヘルパーの訪問により実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

#### 【養育支援訪問事業 年間延べ実施予定回数（回）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保の内容②	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

## ⑧新生児訪問事業

### 【事業の概要】

母子保健法第11条に定められた事業で、主に新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内に保健師や助産師が訪問する事業です。

### 【事業の方針】

今後も継続的に、健診等で経過観察や保健指導の必要な対象者を訪問し、健康的な生活のための支援や情報提供に努めます。

## ⑨個別育児相談事業

### 【事業の概要】

健診や相談等により把握された乳幼児・児童生徒に対し、保健師が個別に家庭訪問や電話相談等に応じることにより育児支援を実施しています。

### 【事業の方針】

ケアを必要とする乳幼児に対して、積極的に個別相談に応じ適切な対応を行い、フォローを実施していきます。

## ⑩5歳児発達相談事業

### 【事業の概要】

小学校へのスムーズな就学へ向けての支援を目的として、町内保育所・幼稚園等において、公認心理師による発達相談を実施する事業です。

### 【事業の方針】

子どもの育ちを理解し安心してスムーズに就学できるよう教育委員会と支援していくとともに、公認心理師による保育所や幼稚園の巡回訪問を活用するなど充実した内容及び体制づくりを検討していきます。

## ⑪乳幼児育成支援事業（すてっぴくらぶ）

### 【事業の概要】

3歳6か月児健診や訪問相談の結果、心理、社会発達上支援が必要な幼児とその保護者を対象として、発達を促す教室や個別相談等を行う事業です。

### 【事業の方針】

子どもの教育・発達に不安や問題を抱える保護者に対して手厚く事業を実施することにより、不安の軽減・解消に努めます。

## ⑫予防接種事業（法定接種、任意接種助成）

### 【事業の概要】

感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防などを目的とした予防接種の啓発や実施を行う事業です。また、任意接種（子どものインフルエンザ等）については、公費の助成を実施しています。

### 【事業の方針】

予防接種の周知徹底を図り、接種率の向上に努めていきます。

### ⑬産後ケア事業（宿泊ケア、日帰りケア）

#### 【事業の概要】

出産後 1 年以内の母子に対して、医療機関または助産所に宿泊または来所し、心身のケアや育児サポート等、きめ細かい保健指導を行い、安心して子育てができるように支援する事業です。

#### 【事業の方針】

受け入れ医療機関や助産所の確保など事業の充実を図り、必要な時に利用しやすい体制づくりを行っていきます。

### ⑭産前・産後サポート事業（ままカフェみはる）

#### 【事業の概要】

妊婦及び産後 1 年以内の産婦を対象に、家庭や地域での妊産婦等の孤立感、不安感の軽減を図るために交流の機会を設けるとともに、助産師等の専門職等が相談支援を行う事業です。

#### 【事業の方針】

今後も参加しやすいよう広報活動をしていくとともに、参加者同士の交流が持ちやすいように内容の工夫をしていきます。また専門的な指導またはケアが必要な場合は産後ケアなどの事業につないでいきます。

## ■ 基本目標 2：教育・保育環境の充実

### ①教育・保育事業（施設型保育給付・地域型保育給付）

#### 【事業の概要】

就学前の子どもに関する教育・保育について、新制度の下では、施設型給付（幼稚園・保育所・認定こども園）と地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）があります。

#### 【事業の方針】

待機児童の発生を受け、受入定員の増加を図るため、既存施設の増改築工事を行い、令和 2 年度から受入定員の増加を図ることとしましたが、低年齢児の保育需要の高まりにより、量の見込みが確保方を上回っている状況になっています。

こうした状況に対応するため、また、地域ごとの幼児期の教育・保育事業の需要や受入体制の状況を踏まえながら、新たな施設整備の検討や施設の集約化などの検討を進めていきます。

また、従来の保育所・幼稚園といった施設型の教育・保育施設だけでなく、少人数の子どもを保育する事業（地域型保育給付）による確保にも努めていきます。

【量の見込み及び確保方策】

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際には、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、以下の1号認定から3号認定までの区分があります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	・幼稚園 ・認定こども園 （教育利用）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園 （保育利用）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園 （保育利用） ・小規模保育事業等

町内の子育て世帯へのアンケート調査により、認定区分ごとの令和2年度～6年度の計画期間内における潜在的なニーズも含めた量の見込み及びこれに対する確保方策は以下の表のとおりです。

潜在的なニーズも含めた場合の3号認定の0歳児の量の見込みは、既存施設での受入体制では確保方策を上回っている状況にありますが、新たな施設整備の想定を令和5年度とした場合、令和5年度以降は量の見込みに対する確保方策が充足することになります。

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み①		74	84	187	47	139	70	79	176	44	133
確保方策	特定教育・保育施設	120	0	194	21	130	120	0	194	21	130
	特定地域型保育事業				5	14				5	14
	町立認可外保育施設（北保育所）			40	0	0			40	0	0
	幼稚園及び預かり保育		90					90			
	計（②）	120	90	234	26	144	120	90	234	26	144
②-①		46		53	▲ 21	5	50		69	▲ 18	11



	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み①	67	76	168	42	121	60	68	151	41	115	
確保 方策	特定教育・保育施設	120	0	194	21	130	75	30	224	36	170
	特定地域型保育事業				5	14				5	14
	町立認可外保育施設 (北保育所)			40	0	0			40	0	0
	幼稚園及び預かり保育		90					45			
	計(②)	120	90	234	26	144	75	75	264	41	184
②-①	53		80	▲16	23	15		120	0	69	

	令和6年度					
	1号	2号		3号		
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み①	57	65	144	41	110	
確保 方策	特定教育・保育施設	75	30	224	36	170
	特定地域型保育事業				5	14
	町立認可外保育施設 (北保育所)			40	0	0
	幼稚園及び預かり保育		45			
	計(②)	75	75	264	41	184
②-①	18		130	0	74	

※ 三春町にある保育所・幼稚園については、特に地域居住要件を設けていないため、全町を一地区として教育・保育提供区域を設定しています。

【確保方策に記載されている特定教育・保育施設の各定員状況】

施設名称	施設区分	利用定員			
		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
第1保育所	保育所		74		46
第2保育所	保育所		60	15	40
岩江幼稚園	幼稚園	120			
中郷幼稚園	幼稚園	60			
三春幼保園	幼保連携型認定 こども園	30	60	6	44
L-Kids 保育園三春	小規模保育			5	14
計		210	194	26	144

## ②多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

### 【事業の概要】

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

### 【事業の方針】

多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置等を促進するため、新規参入民間事業者に対する相談・助言等の支援を行います。

## ③特別支援教育・保育事業

### 【事業の概要】

障がい等を有する等、特別な支援を要する幼児に対して早期から発達段階に応じた一貫した教育・保育及び支援を行っていく事業です。

### 【事業の方針】

小学校、特別支援学校、専門医療機関との連携を深めるとともに、公認心理師による巡回訪問相談事業により幼児期の特別支援教育の充実を図っていきます。また、定期的に特別支援に係る専門研修に職員を派遣することにより専門性を高めます。

## ④延長保育事業（時間外保育事業）

### 【事業の概要】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を実施する事業です。

### 【事業の方針】

量の見込みに対応した事業の確保に努めていきます。

### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

#### 【延長保育事業 年間利用予定者数（人）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	108	102	96	88	85
確保方策②	108	102	96	88	85
②-①	0	0	0	0	0

## ⑤預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

### 【事業の概要】

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

### 【事業の方針】

量の見込みに対応した事業の確保に努めていきます。

### 【量の見込み及び確保方策】

町内 3 ヲ所の施設により事業を実施し、量の見込みに対応した確保方策に努めていきます。

### 【預かり保育事業 年間延べ利用予定日数（人日）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	21,111	19,866	18,976	17,036	16,243
1号認定	21,111	19,866	18,976	17,036	16,243
2号認定 （学校教育の利用 希望が強い者）					
確保方策②	25,000	25,000	25,000	17,000	17,000
②-①	3,889	5,134	6,024	▲36	757

## ⑥保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業

### 【事業の概要】

現場で発生するさまざまな課題について、民間運営施設を含めた町内各施設の保育士・幼稚園教諭との情報交換や課題を共有する場を設け、さらなる教育・保育の質の向上につなげることを目的として行われる事業です。

### 【事業の方針】

民間運営施設を含めた町内各施設の保育士・幼稚園教諭等が抱える課題に応じた対策の検討や様々な研修の実施など、保育士・幼稚園教諭としてのスキルアップが計画的に行えるような体制を整えるため、民間運営施設を含めた町内各施設が連携して取組みを推進していきます。

## ⑦自然教室事業

### 【事業の概要】

三春町の地域資源であるさくら湖畔の豊かな自然を活用して、自然観察ステーションを拠点に星を見る会や昆虫観察等を行う事業です。

### 【事業の方針】

子ども達が自然に関わり、親しむことができるような実践を推進していきます。

## ⑧読書活動推進事業

### 【事業の概要】

小学生、幼児及び親子を対象として絵本の読み聞かせや、ブックトーク（本の紹介）などを実施する「おはなし会」や乳幼児健診時にブックスタートパックを配布し、絵本を読み聞かせる大切さを伝える「ブックスタート事業」等により、本や読書に親しむ環境を提供する事業です。

### 【事業の方針】

子どもの豊かな心の醸成を図り、子どもや保護者に本の楽しさを伝えるため、事業の周知や推進の充実に努めます。

## ■ 基本目標3：放課後児童対策の充実

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業の概要】

保護者が就労や病気等の事情により放課後留守家庭となる小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室や学校敷地内施設などを利用した安全・安心な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【事業の方針】

新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室（まほらっこ教室）との一体的な運営を目指して、子どもの主体性を尊重し、多様な体験・活動による事業展開をしていきます。また、児童クラブのない地区（中妻・中郷・沢石）についても、順次、児童クラブに移行できるよう検討していきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込みが確保方策を上回った分（児童クラブのない地区分）については、まほらっこ教室の延長・長期休業中教室で対応します。

#### 【放課後児童クラブ 利用予定人数（人）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	208	206	205	210	202
1年生	67	66	66	68	65
2年生	45	45	44	45	44
3年生	38	38	38	39	37
4年生	38	38	38	39	37
5年生	16	16	16	16	16
6年生	4	3	3	3	3
確保方策② （登録児童数・施設数）	160 3ヶ所	160 3ヶ所	190 4ヶ所	210 4ヶ所	240 5ヶ所
②-①	▲48	▲46	▲15	0	38

## ②放課後子ども教室推進事業（まほらっこ教室）

### 【事業の概要】

放課後等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域のボランティアの協力により、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施する事業です。

### 【事業の方針】

今後も継続的に子ども達の安全で安心できる放課後の居場所を提供し、子ども同士（異年齢）が多様な関わりの中で、自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をする機会を増やしていきます。

また、児童クラブと連携し、放課後子ども総合プランに基づき一体型または連携型として年間数回の事業を実施し、多様な活動の機会を持てるように展開していきます。

なお、児童クラブのない地区（中妻・中郷・沢石）では、延長、長期休業中教室を実施していますが、順次、児童クラブに移行できるよう検討していきます。

## ■ 基本目標4：子育て支援や環境の充実

### ①一時預かり事業（預かり保育事業以外）

#### 【事業の概要】

一時預かり事業（預かり保育事業以外）は、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 【事業の方針】

一時預かり事業（預かり保育事業以外）については、事業の実施を検討するとともに広域利用の検討、ファミリーサポートセンター事業の機能強化により量の見込みへの対応に努めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

アンケート調査により算出された一時預かり事業の量の見込みについて、新たな施設整備の検討や広域利用を含めた一時預かり事業（預かり保育事業以外）及びファミリーサポートセンター事業により確保していきます。

【一時預かり事業等 延べ利用予定回数（人回）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	2,357	2,233	2,086	1,936	1,859
確保方策②-1 （一時預かり事業）	0	0	0	2,000	2,000
確保方策②-2 （ファミリーサポート センター事業）	500	500	500	500	500
②-①	▲1,857	▲1,733	▲1,586	564	641

②病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児・病後児保育事業について、保育所や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。

【事業の方針】

医療機関との協議を進め、将来的に事業を実施することができるように努めていきます。

【量の見込み及び確保方策】

ニーズ調査により算出された病児・病後児保育事業の量の見込みについて、病児保育事業の広域利用及びファミリーサポートセンター事業【病児・緊急等強化事業】により確保していきます。

【病児・病後児保育等 年間延べ利用予定日数（人日）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	28	27	25	23	22
確保方策②	15	25	30	30	30
②-①	▲13	▲2	5	7	8

③ファミリーサポートセンター事業

【事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互支援活動に関する連絡、調整を行う事業です。同事業により、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応も行われています。

【事業の方針】

ファミリーサポートセンターの主体を町が行うこととし、積極的な周知により協力会員と利用会員の増加に努め、取組みの強化を進めていきます。

また、ファミリーサポートセンターの広域利用の検討も進めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

就学児に対する量の見込み及び確保方策については、協力会員の増加を図り、確保していく予定です。

【ファミリーサポートセンター事業 年間延べ利用予定日数（人日）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	211	210	211	211	207
確保方策②	211	210	211	211	207
②-①	0	0	0	0	0

#### ④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

##### 【事業の概要】

地域の子育て支援の拠点として子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、助言その他の援助が受けられる事業です。

三春町では、保育所併設から旧児童生活センター跡に単独設置し、開館日は月曜日～金曜日の午前10時～12時、午後1時～3時としています。

##### 【事業の方針】

プログラムの充実等、利用の拡充及び質の向上に努めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

【地域子育て支援拠点事業 延べ利用意向回数（人回）】

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	465	445	408	391	379
確保の内容②	465	445	408	391	379
②-①	0	0	0	0	0

#### ⑤利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

##### 【事業の概要】

子ども及びその保護者が、教育・保育・地域子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、子どもや保護者の身近な場所で相談を行う事業です。

三春町では、平成30年度に子育て支援課内に子育て世代包括支援センター（みらいくみはる）を設置しています。

##### 【事業の方針】

子育て世代包括支援センター（みらいくみはる）の充実を図っていきます。

### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込みについては、子育て世代包括支援センター（母子保健型）で確保していきます。

#### 【利用者支援事業 事業実施個所数（ヶ所）】

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み①	母子保健型	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
確保の内容②	母子健康型	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②-①		0	0	0	0	0

## ⑥子ども家庭総合支援拠点整備・運営事業

### 【事業の概要】

コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担いすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援を行う拠点を整備・運営する事業です。

### 【事業の方針】

令和4年度までに支援拠点の整備を行い、令和5年度から運用できるよう事業を進めていきます。

## ⑦ペアレント・トレーニング事業

### 【事業の概要】

子育てに大変さを感じている幼児から小学生を持つ保護者を対象に子育て技術の習得や精神的支援を行う事業です。

### 【事業の方針】

保護者が子育ての孤独感を招くことがないように、保護者同士の交流の場をつくる機会とし、事業の充実・参加者の増加に努めていきます。

## ⑧子育て支援講座事業

### 【事業の概要】

子どもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する講師による家庭教育に関する学習機会（父親講座・子育て講座・思春期子育て講座・幼児期子育て講座）を提供する事業です。

### 【事業の方針】

子育てのスキルアップをはかりたい保護者のニーズを満たせるように、事業の展開を行っていきます。



## ⑨育児サークル、親子活動サークルへの支援事業

### 【事業の概要】

育児サークルの運営・行事に関する相談に応じ、円滑な活動が出来るように支援を行う事業です。

### 【事業の方針】

地域で子育てしやすいシステムづくりのために、活動場所の提供、活動に対する助言等を継続的に行います。また、行事内容を広報に記載することで、サークルの活動の周知を徹底します。

## ⑩スポーツ少年団等への育成・支援事業

### 【事業の概要】

児童・生徒の健全な育成環境とスポーツ振興の充実を図ることを目的として、スポーツ少年団を通じた児童・生徒のスポーツ活動の育成や支援を行う事業です。

### 【事業の方針】

スポーツ少年団を周知し加入促進をするとともに、スポーツ少年団への支援を行うことで児童・生徒の体力や社会性の向上に努めていきます。

## ⑪子どもの遊び場づくり事業

### 【事業の概要】

都市公園や農村公園の日常巡回、遊具の安全点検のほか、関係団体（所轄警察・地域・学校等）との連携を図り、安心して遊べる環境づくりを行う事業です。

### 【事業の方針】

各団体と連携を図りながら、引き続き、取組みを強化していくとともに、遊具の安全点検結果を踏まえ、順次改修・集約化を行い、既存施設の充実や安全な利用環境の確保に努めていきます。

また、屋外の既存施設の管理等と併せ、屋内での遊び場についても既存施設を活用した整備を検討していきます。

## ⑫交通安全指導・啓発事業

### 【事業の概要】

子どもを交通事故から守るため警察・地域団体等が連携・協力し、交通安全教室や街頭指導を実施する事業です。

### 【事業の方針】

着実に事業を実施し、子どもの安全に努めていきます。

### ⑬HP・冊子等による子育ての情報提供事業

#### 【事業の概要】

町の子育て支援事業を町のホームページや広報みはる、子育て支援冊子により町民にお知らせする事業です。

三春町では、妊娠届出時に子育てファイル「ほっと」及び子育て便利帳を配布しているほか、子育てアプリ「みらいくみはる」等により子育て情報の周知を図っています。

#### 【事業の方針】

子育て情報の質、量の拡大を図り、子育て世帯への周知の充実化を図っていきます。

## ■ 基本目標5：子育ての経済的負担の軽減

### ①子育て支援医療費助成事業

#### 【事業の概要】

18歳までの子どもが医療機関で治療を受けた場合に、自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済面の負担を軽減し、子どもが容易に医療を受診できることを目的とした事業です。

#### 【事業の方針】

事業成果を踏まえ、引き続き、事業の周知を徹底します。

### ②児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業

#### 【事業の概要】

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給する事業です。

児童扶養手当は、両親が離婚等をした児童等を監護している父母又は父母に代わってその児童を養育している方に支給する事業です。

特別児童扶養手当は、身体または精神に中度または重度の障がいをもつ20歳未満の子どもを養育している父母、又は父母に代わってその児童を養育している方に支給する事業です。

#### 【事業の方針】

着実に事業の実施に取り組み、子育て家庭への支援を行います。

### ③すくすく赤ちゃん応援成券支給事業

#### 【事業の概要】

育児に係る経済的負担の軽減を図るため、2歳未満までの乳幼児を養育する者に対し、紙おむつ及び粉ミルク等を購入できる「すくすく赤ちゃん応援成券」を支給する事業です。

#### 【事業の方針】

制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

### ④多子世帯養育支援事業

#### 【事業の概要】

18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯を対象に、第2子（町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ納付する世帯に限ります。）及び第3子以降の乳幼児に、子育て支援助成金を支給する事業です。在宅で養育している世帯又は保育所等を利用している方で、無償化の対象とならない方が対象になります。

#### 【事業の方針】

多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るために、引き続き、事業を実施します。

### ⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 【事業の方針】

要綱に基づき、適切に補足給付を行います。

### ⑥就学援助制度（小中学校）

#### 【事業の概要】

児童・生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助する制度です。

#### 【事業の方針】

要綱に基づき、適切に援助を実施します。

### ⑦特定不妊治療助成事業

#### 【事業の概要】

特定不妊治療を受けた法律上婚姻している夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法では妊娠が困難と医師に診断された方の治療費を助成する事業です。

#### 【事業の方針】

妊娠を希望する夫婦が、経済的負担により特定不妊治療が受けられないことがないように事業の周知を行い、支援の充実を図っていきます。

## ⑧チャイルドシート貸し出し事業（交通安全協会町連合会）

### 【事業の概要】

一定の要件を満たす対象者に対して、自動車に同乗する乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシート・ベビーシートの貸し出しを行う事業です。

### 【事業の方針】

制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

## ⑨奨学金返還支援事業

### 【事業の概要】

将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住し就業する方に対し、奨学金を返還するために要した費用を助成する事業です。

### 【事業の方針】

制度の周知を行い、適切に事業を実施していくことで、町に定住している子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図っていきます。

## ■ 基本目標6：結婚支援の充実

### ①結婚新生活支援事業

#### 【事業の概要】

婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を補助する事業です。

#### 【事業の方針】

結婚を希望する方が経済的負担により、結婚に踏み切れないことがないよう制度の周知を行い、継続して事業を実施していきます。

### ②出会いの場創出事業

#### 【事業の概要】

独身男女の出会いを促進し、婚姻による定住者の増加を図るため、結婚活動支援として若者同士が交流できるイベントを実施していきます。

#### 【事業の方針】

結婚を希望する方が幅広い方と交流でき、出会いから結婚へと繋がるよう参加者や近年の婚姻に対する動向を把握しながらイベントの企画・運営に努めていきます。

## 第5章 計画の推進のために

### 1 計画の周知・協働の推進

#### (1) 計画の周知

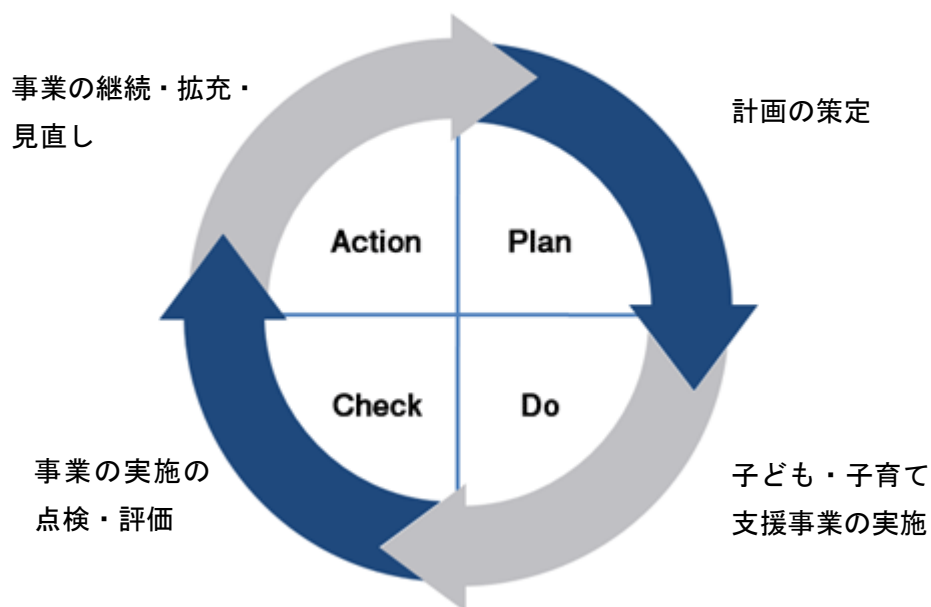
家庭、学校、地域団体、事業者等が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、町民、地域団体、事業者に対して、町ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。

#### (2) 協働の推進

本計画を着実に推進していくために、行政、地域団体、子育て支援団体、事業者の連携・協働を推進します。

### 2 計画の点検評価

本計画の実現に向けて、毎年度、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、三春町子ども・子育て支援会議で報告・意見聴取を行い、改善や見直しを行っていきます。





## 第2期 三春町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行者／三春町

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

TEL : 0247-62-1122 FAX : 0247-61-1110